



CONTENTS

- | | |
|---|--|
| <p>1・着任のご挨拶（愛知労働局長）</p> <p>2・伊藤愛知労働局長が建設現場パトロールを実施
・建設業における死傷災害発生状況等</p> <p>3-5・毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です</p> <p>5・11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です</p> <p>6・長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請
・（ご参考）令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります</p> <p>7-8・11月は「労働保険適用促進強化期間」です</p> <p>9・子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得できるようになります</p> | <p>10・ご存知ですか？働く妊婦の方のための新型コロナウイルス感染症への配慮
・産業保健セミナー2020 in あいち 開催</p> <p>11・災害発生状況
・新春懇談会の中止について</p> <p>12・役員寄稿
・第8回がん就労を考える会 報告</p> <p>13・セミナー開催案内
・外国人技能実習制度関係者養成講習
・令和2年度緑十字賞 受賞者紹介</p> <p>14・「令和3年度 第80回全国産業安全衛生大会2021 IN 東京」開催のお知らせ</p> <p>15・技能講習等講習会予定表</p> |
|---|--|



この度、9月1日付けで愛知労働局長に着任いたしました伊藤です。

（公社）愛知労働基準協会並びに会員企業の皆様におかれましては、日頃より労働行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

愛知県は、自動車関連産業を中心に、航空宇宙産業、ロボット産業など、我が国のモノづくりの中核を担う地域であり、これら旺盛な産業活動を反映した労働力需要により、昨年8月までは、有効求人倍率1.9倍台の高水準で推移してきたものの、米中貿易摩擦の影響で、秋以降徐々に低下し始め、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、今年に入ってからさらに低下は続き、令和2年7月には、昭和38年1月の統計開始以来初めて、愛知県の有効求人倍率が全国値（1.08倍）を下回る1.07倍となりました。

こうした中、事業者の皆さまに従業員の雇用維持に万全を期していただくため、「雇用調整助成金」の拡充・要件緩和を数次にわたり行うとともに、少しでも早く助成金をお手元にお届けするため、労働局・ハローワークが一丸となって迅速支給に努めているところです。併せて、労働者向けの休業支援金・給付金や、妊娠した女性労働者がコロナ下でも安心して出産を迎えられるための母性健康管理措置による休暇取得支援助成金など、様々な助成制度を用意してきめ細かい支援を行っております。

コロナ禍の下での離職者、求職者の増加に対しても、国による支援の強化が一層重要と認識しており、雇用保険基本手当の個別延長の特例を設け、離職者の生活を支えるための支援の強化を図るとともに、求職者ニーズを踏まえた求人開拓、求職者とマッチングさせるための「新しい生活様式」に配慮したミニ面接会の開催、職業訓練など幅広い取組を行ってまいります。

とりわけ非正規雇用労働者については、契約更新がなされない、あるいは正社員と比べて休業手当等の待遇に差がある等の問題が認められることから、特に派遣労働者の雇用維持について、派遣元事業主はもとより派遣先企業に対し、可能な限り労働者派遣契約を更新されるよう要請を行うなど、派遣労働者の雇用の安定を図るとともに、不合理な待遇差の解消に向け、改正労働者派遣法及びパートタイム・有期雇用労働法に基づくいわゆる「同一労働同一賃金」の規定の周知徹底とともに、これら法に基づく厳正な指導を行ってまいります。

こうしたコロナ禍の下での雇用確保等を図るための取組みに加え、本年度、愛知労働局では、「働き方改革による労働環境の整備」「障害者雇用」「労働災害防止」「就職氷河期世代の活躍支援」等に重点的に取り組むこととしております。

働き方改革による労働環境の整備に関して、長時間労働の是正に向けた監督指導を強化するとともに、中小企業が置かれた厳しい状況に配慮し、きめ細かな周知と支援により、働き方改革関連法の円滑な施行に努めてまいります。

また長時間労働等による脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災請求について、部署間の連携による迅速な処理に努めています。

労働災害防止については、本年が第13次労働災害防止計画（5か年）の中間年に当たることから、その目標達成に向け、引き続き指導監督による法遵守の徹底を図るとともに、「危なさとお向きあおう」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントの理解促進に努めてまいります。また、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリストの周知・利用促進を図ってまいります。

また、10月1日から適用される改定最低賃金について、積極的な周知と履行確保を図っていきます。

加えて、女性の活躍支援、性別や雇用形態に関わらず誰もが職業生活と家庭生活を両立して活躍することができる職場環境の整備に取り組むとともに、本年度から施行されたパワーハラスメント防止対策の周知徹底などを積極的に進めてまいります。

これら、労働局の重点施策について、あらゆる機会を捉え、わかりやすい丁寧な発信に努める所存です。皆さまの一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

愛知労働局は、10月20日（火）、建設業における労働災害が増加傾向にあることから、伊藤愛知労働局長が参加され、（仮称）名古屋三井ビル北館新築工事の建設現場パトロールを実施しました。

はじめに伊藤局長より、現場で作業される方々を前に、「災害が増加傾向にあるが、作業手順がしっかり守られていないことを原因とするものが多くを占めている。作業手順を現場全体で共有し、これを遵守することが非常に重要であり、仮に不測の事態が発生し手順の変更を余儀なくされる場合でも、自分だけの判断だけでなく職長等周囲の方々としっかり共有したうえで変更していただきたい。これを徹底することで災害防止につなげていただきたい。」とのお話をいただきました。

その後、現場パトロールでは、墜落防止対策の履行状況や毎日の作業計画の策定とその履行状況等の視察とともに、各種安全対策の状況確認などが行われました。



伊藤局長



説明を受ける伊藤局長(各写真右)



建設業における死傷災害発生状況等(9月末日現在速報値)

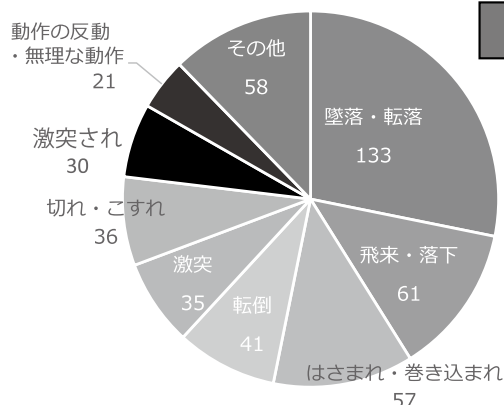
死傷災害発生状況

	令和元年同期	令和2年速報値	増減数	増減率
建設業	421	472	+51	12.1%増
全産業(参考)	4,413	4,628	+215	4.9%増
製造業(参考)	1,215	1,173	-42	3.5%減

- 建設業の愛知県における休業4日以上死傷災害は、9月末日現在472人で前年同期と比較して51人(12.1%)増加している。
- 全産業は4,628人で前年同期と比較して215人(4.9%)増加している。
- 製造業は1,173人で前年同期と比較して42人(3.5%)減少している。

事故の型別発生状況

- 墜落・転落災害が133人(28.2%)と最も多く、飛来・落下が61人(12.9%)、はさまれ・巻き込まれ57人(12.1%)でこれに次ぐ。
- いずれも建設業に特徴的な在来型の災害が多い。



過労死をゼロにし、 健康で充実して 働き続けることの できる社会へ

過労死 **ゼロ** 実現のために

- ☒ 仕事上の不安や悩みを
抱えていませんか？
- ☒ 週の労働時間が60時間を
超えていませんか？
- ☒ 年次有給休暇の取得は
きちんとできていますか？
- ☒ 勤務間インターバル制度を
ご存知ですか？

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院

内閣官房内閣人事局

総務省

文部科学省

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

◎詳しい情報や相談窓口はこちら

厚生省 過労死防止

検索

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



労働条件相談ほっとライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：0120-811-610 (フリーダイヤル)

受付時間：平日 17:00~22:00 / 土・日・祝日 9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：0120-565-455 (フリーダイヤル)

受付時間：月・火 17:00~22:00 土・日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの支援や、
役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

- 過労死等防止対策推進全国センター <http://karoshi-boushi.net/>



- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>



- 過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク) <http://karoshi.jp/>



◎職場でのハラスメントにお悩みの方のための相談窓口

- ハラスメント悩み相談室 <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



- あかるい職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや長時間労働の削減に向けた監督指導・労使団体への要請などを実施～

愛知労働局

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすため、シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

この月間中には、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減等過重労働の解消に向けた重点的な監督指導などを行います。

1 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

過労死等の防止のための活動を行う民間団体とも連携したシンポジウムを、愛知では次のとおり開催します。（無料でどなたでも参加できますが、新型コロナウイルス感染症の感染状況により参加者数制限など規模を縮小する場合があります。）

日時：令和2年11月17日（火） 14：00～16：00 会場：名古屋国際センター 別棟ホール

〔参加申込方法〕 次のURLからホームページをご覧ください、事前にお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減等過重労働の解消に向けた重点的な監督指導などを実施します。

（1）重点監督の実施

各種情報や過重労働解消相談ダイヤルの結果などをもとに、過重労働が行われている事業場などへの監督指導を集中的に実施します。

（2）無料電話相談ダイヤル

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、労働局の担当官が相談に対応します。

フリーダイヤル：0120-794-713 実施日時：11月1日（日） 9：00～17：00

（3）労使団体に対する要請の実施

県下の各労使団体に対して、休暇の取得促進、長時間労働の削減をはじめとした「働き方の見直し」に向けた要請を行います。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を併せて要請します。

（4）「過重労働解消のためのセミナー」の開催

働く人の健康を意識した働きやすい職場づくりのための情報提供、長時間労働の削減に向けた啓発のためのセミナーを、オンライン開催により、9月から12月まで実施しています。

内容は、過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など。

〔11月の開催日〕 4・6・9・11・13・16・18・20・25・27・30

〔12月の開催日〕 2・4・7・9・11・14・16・18・21・23・25

開催時間は、各日とも ①9：30～12：00 ②13：30～16：00

〔参加申込方法〕 次のURLからホームページをご覧ください、事前にお申込みください。

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajuuroudou.html>

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

～大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！～



大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。このため、厚生労働省、中小企業庁および公正取引委員会は、昨年度から11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、「しわ寄せ」防止に向けた集中的な周知・啓発の取組を行っています。大企業・親事業者と下請等中小事業者は共存共栄という認識の下、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

詳しくは、「しわ寄せ」防止特設サイト

(<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>) をご確認ください。

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請

愛知労働局

厚生労働省では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしています。

これに伴い、愛知労働局長より当協会長に対し、10月26日付で「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」が発出され、当協会は、同日、愛知労働局 労働基準部長の岡田 直樹 氏より当該要請書を受領しました。



当協会に要請書を手渡す
岡田労働基準部長(右)

令和2年10月26日

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 西村 司 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

厚生労働省では、毎年11月の「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施し、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進することとしています。

働き方の見直しを進めるためには、経営トップによるメッセージ発信や、勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、ノー残業デーの設定、年次有給休暇を活用した連休の実現（プラスワン休暇）など、各々の企業の実情に応じた取組により、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

貴団体におかれましては、これまで、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力をいただくとともに、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年4月1日からは時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されており、長時間労働の削減を進めるため、厚生労働省では、

- ① 長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえた働き方も模索しながら、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

愛知労働局長
伊藤 正史

(ご参考) 令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

・民間企業 2.2%→2.3% ・国、地方公共団体等 2.5%→2.6% ・都道府県等の教育委員会 2.4%→2.5%

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

急な雨でも、 従業員を守る。



正社員、パート、アルバイト。
雇用形態に関わらず、
ひとりでも雇っている場合、
事業主は労働保険の手続きを
行う義務があります。
忘れずに労働保険の手続きを。

転ばぬ先の傘。

労働保険

労災保険

+

雇用保険

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。24時間、365日いつでもOK!

事業主の皆様へ

働く皆さんのために、 労働保険には必ず加入しましょう。

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険を総称したものです。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の加入義務の有無などをご確認の上、
最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

労災保険



労働者が仕事（業務）や通勤が原因で
負傷した場合、また、病気になった場合
や不幸にもお亡くなりになった場合に、
被災労働者やご遺族を保護するための
給付等を行っています。

雇用保険



労働者が失業した場合や働き続ける
ことが困難になった場合、また、自ら
教育訓練を受けた場合に、生活・雇
用の安定と就職の促進を図るための
給付等を行っています。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が法律で義務づけられています。

正社員、パート、アルバイト等の名称や雇用形態に関わらず、
労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類に関わらず、事業に使用される者で、
労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

☛ 労災保険は、短時間労働者を含むすべての労働者が対象となります。

☛ 雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もいます。

労働保険に加入していないと・・・

- 1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- 3 事業主の方のための助成金が受けられません。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署またはハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

24時間、365日
いつでもOK!

労働保険



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

子の看護休暇や介護休暇が時間単位で取得できるようになります！
(施行は令和3年1月1日です)

育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、育児・介護休業法施行規則等が改正され、**時間単位で取得できるようにする必要があります。**

改正のポイント

(改正前)

- ・半日単位での取得が可能
- ・1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



(改正後)

- ・時間単位での取得が可能
- ・全ての労働者が取得できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。

★ 就業規則を点検しましょう。「半日単位で取得できる」と規定されていたら、**就業規則の改定が必要です！！お急ぎください** ★

就業規則の規定例(子の看護休暇の場合) ※ 介護休暇も同様の改定が必要です。

第〇条

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員(日雇従業員を除く)は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。

(厚生労働省URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

(問い合わせ先) 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 (TEL:052-857-0312)

ご存知ですか？ 働く妊婦の方のための新型コロナウイルス感染症への配慮

- 新型コロナウイルス感染症に関しては、妊娠中の労働者が、感染のおそれによる心理的なストレスが母体の健康に影響するとの医師等の指導によって、事業主に次のような措置を講ずるよう申し出ることができます。申出があった場合、事業主には対応が義務付けられています。

※ 新型コロナウイルスに関する措置の対象期間は、令和3年1月31日までです。

作業の制限／在宅勤務／休業／時差通勤／勤務時間の短縮等

- 妊娠・出産や上記の措置を求めたこと等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。
- 新型コロナウイルス感染症に関する措置として、妊婦のための特別有給休暇制度を年次有給休暇とは別に整備して与えた企業に対し、助成金を支給しています。

【助成内容】

- ・対象労働者1人当たり 休業5日～20日：25万円
以降20日ごとに：15万円加算（上限額100万円）

助成金には一定の要件があります
支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html



新型コロナウイルス感染症について妊娠中の労働者への対応にお悩みの事業主の皆様、
「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」にご相談ください
愛知労働局雇用環境・均等部指導課（TEL:052-857-0312）

産業保健セミナー 2020 in あいち 開催

愛知労働局をはじめ当協会など共催により、10月15日（木）に名古屋市公会堂において、新型コロナウイルス感染症リスク低減対策を講じたうえで標記セミナーを開催し、48名の方に参加いただきました。

はじめに愛知労働局 労働基準部長の岡田 直樹 氏より「定期健診での有所見率が高止まりし、また職場で強いストレスを感じる方も多くなっている中、積極的な心身の健康づくりは、働く方のみならず企業にとっても非常に重要な取組みとなっている。コロナ禍でも労働衛生の重要性は全く変わるものではなく、本セミナーを今後の労働衛生活動に少しでもお役立ていただきたい。」との挨拶をいただきました。

続いて、全国THP推進協議会表彰伝達においてサンエイ(株)に「優良賞」が授与された後、同社 安全衛生推進部 保健師の神崎 友子 氏による「当社におけるTHPの取組」についての事例発表、愛知労働局 労働基準部 健康課 労働衛生専門官の大河 誠司 氏による「溶接ヒューム関係 特化則の改正等について」の説明が行われました。



岡田労働基準部長

全国THP推進協議会表彰伝達では、愛知THP推進協議会 会長の永見 孝 氏（トヨタ自動車(株) 安全健康推進部長）より、THPを10年以上継続して実施し、その水準が優秀と認められたサンエイ(株)に「優良賞」が授与されました。

授与に対し、同社取締役の山本 誠 氏より、「この度、大変名誉な賞をいただき、至極光栄に存じます。この栄誉はひとえにTHP推進協議会様のご支援によるものとあらためて感謝申し上げる次第でございます。今後もこの賞に恥じないよう『万里一空』（ばんりいっくう）の境地を求め、日々努力・精進する所存であります。なにとぞ引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。本日は大変ありがとうございました。」とのコメントをいただきました。

事例発表では神崎保健師より、これまでの同社の活動内容を紹介いただくとともに、「労働者の健康保持増進の基本は昭和からの歴史を持つTHPだと感じている。今後とも、時代のニーズに合った心とからだの健康づくりの実践を、当社は目指していく。」とのお話をいただきました。



山本 誠 氏



神崎 友子 氏

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和2年10月5日現在）

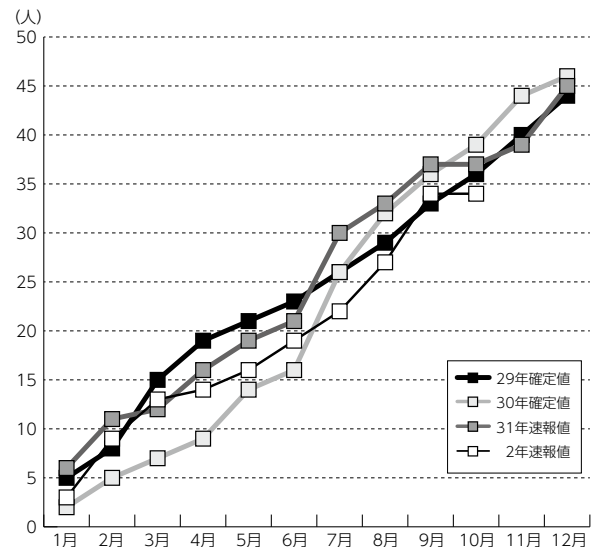
発生日時	事故の型／起因物	災害発生状況・原因			
R2.6.25. 11:10	はさまれ・巻き込まれ 揚貨装置	貨物船の揚貨装置（定格荷重50t）で2つのコイルを同時に吊って、はしけ船に積み込んでいたところ、1つのコイルが着床し、輪留めを下に入れて固定しようとしたが、もう1つのコイルがまだ着床していなかったため、2つのコイルの間にはさまれて死亡した。			
	事業場規模	100～299名	業種	港湾運送業	20代 荷役作業員 経験 年
R2.9.12. 9:59	はさまれ・巻き込まれ 解体用機械	産廃処理工場において、圧砕機を用いて鉄筋コンクリート片を破砕していたところ、はさみ状アタッチメントに鉄筋が引っ掛かった。 被災者が開いた状態のはさみ状アタッチメントの下で、はさみの間をのぞき込むような状態で鉄筋を外していたところ、アタッチメントが作動し、胸部をはさまれて死亡した。			
	事業場規模	10～29名	業種	清掃・と畜業	30代 現場作業員 経験 20年
R2.9.12. 10:30	墜落・転落 トラック	荷が積み込まれていたトラック荷台から何らかのはずみで転落し頭部を負傷したが、保護帽を着用しておらず、約1週間後に死亡した。			
	事業場規模	9名以下	業種	道路貨物運送業	40代 トラック運転者 経験 年
R2.9.12. 17:20	はさまれ・巻き込まれ その他の装置・設備	搬送設備のホイストに取り付けられたセンサーが異常を検知し停止したため、動力を遮断せず、柵から身を乗り出して異常処理を行った際、ホイストが動き出し、柵との間に身体がはさまれて死亡した。			
	事業場規模	100～299名	業種	鉄鋼業	30代 作業員 経験 2年
R2.9.27. 21:00	火災 その他の一般動力機械	食品包装用フィルムの製造ラインから出火し、消火活動を行うも火の回りが早く、逃げ遅れた労働者2名がCO中毒で死亡、1名が喉に熱傷を負った。			
	事業場規模	300～499名	業種	化学工業	30代 班長 経験 年 50代 係長
R2.9.28. 11:10	墜落・転落 建築物・構築物	建屋の屋根の雨漏り補修工事の際、雨どいの取付作業をベランダの腰壁の上に立ち行っていたところ、墜落防止装置を講じておらず、雨どいごと約5m下へ墜落し、死亡した。			
	事業場規模	9名以下	業種	建築工事業（木建以外）	60代 配管工 経験 48年

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和2年10月5日現在の速報値）

令和2年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種 \ 年 別	令和2年 速報値	令和元年同期 (速報値)	令和元年確定値
製 造 業	7	7	9
食 料 品 製 造 業			
化 学 工 業	3		
鉄 鋼・非 鉄 金 属	1	1	1
金 属 製 品		3	3
一 般・電 気・輸 送 用	2	1	3
そ の 他	1	2	2
建 設 業	8 (1)	11 (2)	16 (2)
土 木 工 事 業	3 (1)	3 (1)	3 (1)
建 築 工 事 業	3	4	8
そ の 他	2	4 (1)	5 (1)
陸 上 貨 物 運 送 事 業	7 (1)	2	5
商 業	3 (1)	4 (2)	7 (4)
卸 売 業			
小 売 業	2 (1)	3 (2)	5 (3)
そ の 他	1	1	2 (1)
清 掃 ・ と 畜 業	3	2	2
上 記 以 外 の 事 業	6	6 (3)	6 (3)
合 計	34 (3)	32 (7)	45 (9)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



新春懇談会の中止について

例年1月下旬に開催しております新春懇談会は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、誠に恐縮ですが今年度の開催を中止させていただきます。ご参加をご予定いただいていた皆様には、ご迷惑をお掛けすることとなり誠に申し訳ございません。ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、副会長の古田 真二 氏です。

2020年4月、中部電力は、送配電事業を中部電力パワーグリッドに、販売事業を中部電力ミライズに分社しました。新しい中部電力グループは、地球環境に配慮した良質なエネルギーを安全・安価で安定的にお届けする「変わらぬ使命の完遂」と、期待を超えるサービスをエネルギーとともに提供する「新たな価値の創出」に挑戦していきます。

これらの目標や使命を達成していく上で、働く人の安全と健康に関する取り組みや労働環境の整備は、最も重要な課題であると考えております。新型コロナウイルスの感染拡大の中においても、従業員とその家族・事業のパートナー・お客さまの安全と健康を最優先に、感染予防を実施したうえで、エネルギーの安定供給とサービスレベルの維持・向上に全社一丸となって取り組んでいきます。

（１）「安全と健康」に関する取り組み

安全文化の醸成と健康経営の推進を経営の中心においた事業活動を進めるため、3社社長をはじめとする経営陣や労働組合、外部有識者等を出席者とした安全健康推進会議を定期的に開催しています。会議では、当社グループの「安全健康基本方針」や、基本方針の実現に向けた具体的な行動規範である「安全健康行動原則」を策定し、従業員や当社事業に関わる皆さんの安全と健康に関わる諸課題を共有することで具体的アクションの方向性を審議・決定しています。

（２）「ダイバーシティおよび柔軟な働き方の推進」に関する取り組み

当社グループがお客さまから選ばれ続け、持続的に発展していくためには、多様な人財がそれぞれの能力を伸ばし、活躍できることが重要だと考えています。女性や高齢者、チャレンジド（障がい者）といった方たちにとっても働きやすいよう、教育や職場環境の整備を推進しております。また、柔軟な働き方として、時間や場所を有効活用できるテレワークを導入し、業務の繁閑や家族の状況に応じて働くことができるフレックスタイム勤務制度を全従業員が実施できるよう適用拡大いたしました。現在の新型コロナウイルス禍においても、オンライン会議などを取り入れながら、これらの制度を活用しております。この状況を奇禍として、新型コロナウイルス収束後も、「新たな働き方」の実践に繋げていきたいと考えております。

これからもお客さまに選ばれ持続的に発展していくために、従業員の安全と健康を確保するとともに、一人ひとりがいきいきと働く環境を整えていきます。

【略歴】 1983年 中部電力(株)入社 資材部長、三重支店長を経て
2015年 執行役員、2020年 専務執行役員に就任、現在に至る。



第8回がん就労を考える会 報告

NPO法人愛知がんセンターネットワークおよび（一社）仕事と治療の両立支援ネットーブリッジ共催、愛知県、名古屋市、（公社）愛知県医師会および当協会「後援」により、10月4日（日）に「治療と職場をつなぐ両立支援の見える化」をテーマに、医療従事者、企業関係者、がん患者およびその家族などを対象として、オンライン（ZOOM）開催されました。

愛知県がんセンター病院 副院長の室 圭 氏による「化学療法の副作用から見た就労への影響とその対策」をテーマとする教育講演にはじまり、各分野の専門家による活動報告、パネルディスカッションが行われました。

セミナー開催案内

経営者セミナー

労働関係の弁護士として第一人者である安西 愈 氏をお招きし、最新の労働情勢を踏まえた実務対応などについて解説していただきます。

【日 時】 2021年2月26日（金）13時30分～17時30分

【会 場】 ウィンクあいち 902会議室（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

【参加費】 会員：10,000円（愛知県下の各労働基準協会会員） / 非会員：15,000円（税込）

【講 師】 安西法律事務所 弁護士 安西 愈 氏

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い、参加者数の制限、座席を指定制としてソーシャルディスタンスを確保したうえで実施します。今後の感染状況の変化により、開催を取りやめる場合があります。

講演の詳細、中止の連絡等は決定次第当協会ホームページに掲載します。

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者を対象に同講習を開催します。当協会は、（公社）全国労働基準関係団体連合会が愛知県内で開催する同講習に「協力」しています。12月以降の開催予定は以下のとおりです。

（受講料はテキスト代・消費税込）

月	日 時	講習名	受講料	会 場
12月	16日（水）9時25分～17時10分	監理責任者等	12,500円	ポーラ名古屋ビル9階
	17日（木）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	18日（金）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	19日（土）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
1月	18日（月）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
2月	10日（水）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	11日（木）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	12日（金）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	
3月	22日（月）9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,500円	
	23日（火）9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,500円	
	24日（水）9時25分～15時40分	生活指導員	9,500円	

【申 込 方 法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします（開催日の約2か月前からお申込みいただけます。）。
（公社）全国労働基準関係団体連合会（<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>）

【お問い合わせ先】 （公社）愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ（<http://www.airouki.or.jp/>）にも掲載しています。

令和2年度緑十字賞 受賞者紹介

中央労働災害防止協会（中災防）が毎年、「長年にわたり我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる個人等」に対し授与する「緑十字賞」について、今年度、当協会が推薦する次の2名（全体では89名）の方が受賞*されました。

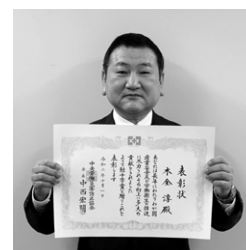
【産業安全および労働衛生関係】

市之瀬 高司 氏（一般社団法人北労働基準協会 専務理事・事務局長）

木全 淳 氏（公益社団法人愛知労働基準協会 教育事業部担当部長）

同賞を受賞した木全氏より、「今回の受賞は、これまで自分を支えていただいた関係者皆様のおかげである。これからも産業安全・労働衛生に係る取組みに邁進し、その推進向上に寄与していきたい。」との言葉が寄せられました。

※今年度は中災防主催の「全国産業安全衛生大会」が新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ中止されたことから、例年同大会で行われる同賞の授与式は行われませんでした。



木全 淳 氏

第80回

全国産業安全衛生大会

大会テーマ

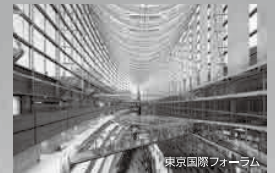
働く人の安全・健康・幸せを
未来に伝える人づくり



新宿公園



国会議事堂



© TOKYO INTERNATIONAL FORUM CO., LTD.

開催期間 令和3年 10月27日(水)→29日(金)

会場

総合集会：東京国際フォーラム（ホールA）
分科会：東京国際フォーラム（ホールB5、B7、C）

参加料

一般：13,200円(税込) 会員：6,600円(税込)

同時開催
参加費無料

緑十字展2021 東京国際フォーラム（ホールE）
APOSHO35（アジア太平洋安全衛生大会）予定

インターネットでも配信！
開催中、特別公演・分科会等の
LIVE・オンデマンド配信を予定。
詳しくは、中災防ホームページ
にて発表いたします。

参加者限定

お問い合わせ先

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
TEL：03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会 協力：公益社団法人東京労働基準協会連合会
協賛：各都道府県労働基準協会（連合会）ほか

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life ～

JISHA 中災防
Japan Industrial Safety & Health Association



技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
フォークリフト運転 (31Hコース)	11月	3	西尾市文化会館	10.11.21	西尾自動車学校・アイシン精機	12.13.21	西尾自動車学校・アイシン精機		
				12.13.22	西尾自動車学校・アイシン精機				
		6	トヨタ教育センター	7.8.9	トヨタ教育センター	14.15.16	トヨタ教育センター		
		9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	13.16.17	NSB東海		
		26	ポーラ名古屋ビル	27.30.12/1	NSB東海	29.12/6.13	トヨタL&F北名古屋	29.12/6.13	水谷運輸
				12/2.3.4	NSB東海				
	12月	4	NSB東海	7.8.9	NSB東海	10.11.14	NSB東海		
		14	NSB東海	15.16.17	NSB東海	18.21.22	NSB東海		
	1月	12	ポーラ名古屋ビル	13.14.15	NSB東海	13.14.15	トヨタL&F白金		
		15	ポーラ名古屋ビル	17.24.31	水谷運輸	18.19.20	NSB東海		
		25	NSB東海	26.27.28	NSB東海	29.2/1.2	トヨタL&F白金		
		29	トヨタ教育センター	30.31.2/1	トヨタ教育センター	2/6.7.8	トヨタ教育センター		

	講習会	会 場	11月	12月	1月
技 能 講 習	ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) トヨタ教育センター	27 28	4 5	22 23
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 4.5 (実) 6 (学) 11.12 (実) 13 (学) 18.19 (実) 20	(学) 9.10 (実) 11 (学) 16.17 (実) 18 (学) 27.28 (実) 29	(学) 20.21 (実) 22 (学) 27.28 (実) 29
			(学) 25.26 (実) 28or29		(学) 25.26 (実) 30or31
		(学) 市民会館 (実) ポーラ名古屋ビル		(学) 1.2 (実) 5	
		住吉福祉文化会館	(学) 30.12/1 (実) 12/2or3		
		豊川市文化会館		(学) 16.17 (実) 21	
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	18.19 24.25	1.2 14.15	18.19 27.28
				24.25	
		名古屋市の公会堂	23.24		
		市民会館		14.15	
		トヨタ教育センター	2.3		14.15
		豊川市文化会館	26.27		
	特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5 9.10	7.8 16.17	12.13 20.21
				3.4 22.23	
		住吉福祉文化会館		14.15	
		名古屋市の公会堂	10.11	2.3	19.20
		アイプラザ豊橋	10.11		14.15
					21.22
		西尾市文化会館			14.15
		プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 豊川市文化会館	11.12 19.20	
	乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 市民会館	24.25	14.15	14.15 13.14

	講習会	会 場	11月	12月	1月
技 能 講 習	はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	17.18	23.24	
	石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル 市民会館		22.23	28.29
	鉛作業主任者【学科3日】	ポーラ名古屋ビル	4.5		
	ショベルローダー等運転 【学科1日実技3日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテクセンター	6 9.10.11or12.13.16		
	高所作業車 【学科1日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテクセンター		7 8	
特 別 教 育	アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) ポリテクセンター	16.17 22	1.2 5	13.14 19
	自由研削といし取替・試験 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル	30	21	26
	機械研削といし取替試験 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	(学) 24 (実) 25or26		
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) 三菱電機	16.17 18or19or20		
	石綿作業従事者	ポーラ名古屋ビル	10		
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	11		
	低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル (学) (実) アイプラザ豊橋	(学) 9 (実) 10	(学)8 (実)9	(学)21 (実)22
	フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	19 27	25	15
	高所作業車 【学科1日実技0.5日】	(学) ポーラ名古屋ビル (実) PEO 建機			19 20or21
	ダイオキシシン	ポーラ名古屋ビル	16		
能 力 向 上 等	衛生推進者	ポーラ名古屋ビル		9	
	安全管理者選任時	ポーラ名古屋ビル		24.25	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技2日】	ポーラ名古屋ビル		(学) 1.2 (実) 3or4	(学) 25.26 (実) 27or28
	勉強会 衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル	24.25.26.27		18.19.20.21

日付の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	11月	12月	1月
危険予知訓練(KYT)1日研修会		10	
「溶接ヒューム」による健康障害防止措置を規定する 法改正説明会		11 名古屋市の公会堂 4階ホール	

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。